

2021(令和3)年1月18日 (月)

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

一時保護中の子どもからの意見聴取について ～「意見を聴かれる子どもの権利」の実現を目指した取組～



岡山県保健福祉部

子ども家庭課 薬師寺 真

岡山県の児童相談所について

岡山県の児童相談所

岡山県児童相談所

管内人口：1,202,051人

児童人口：186,937人

【内 訳】

中央児童相談所

管内人口：202,466人

児童人口：28,739人

倉敷児童相談所

管内人口：770,183人

児童人口：122,515人

津山児童相談所

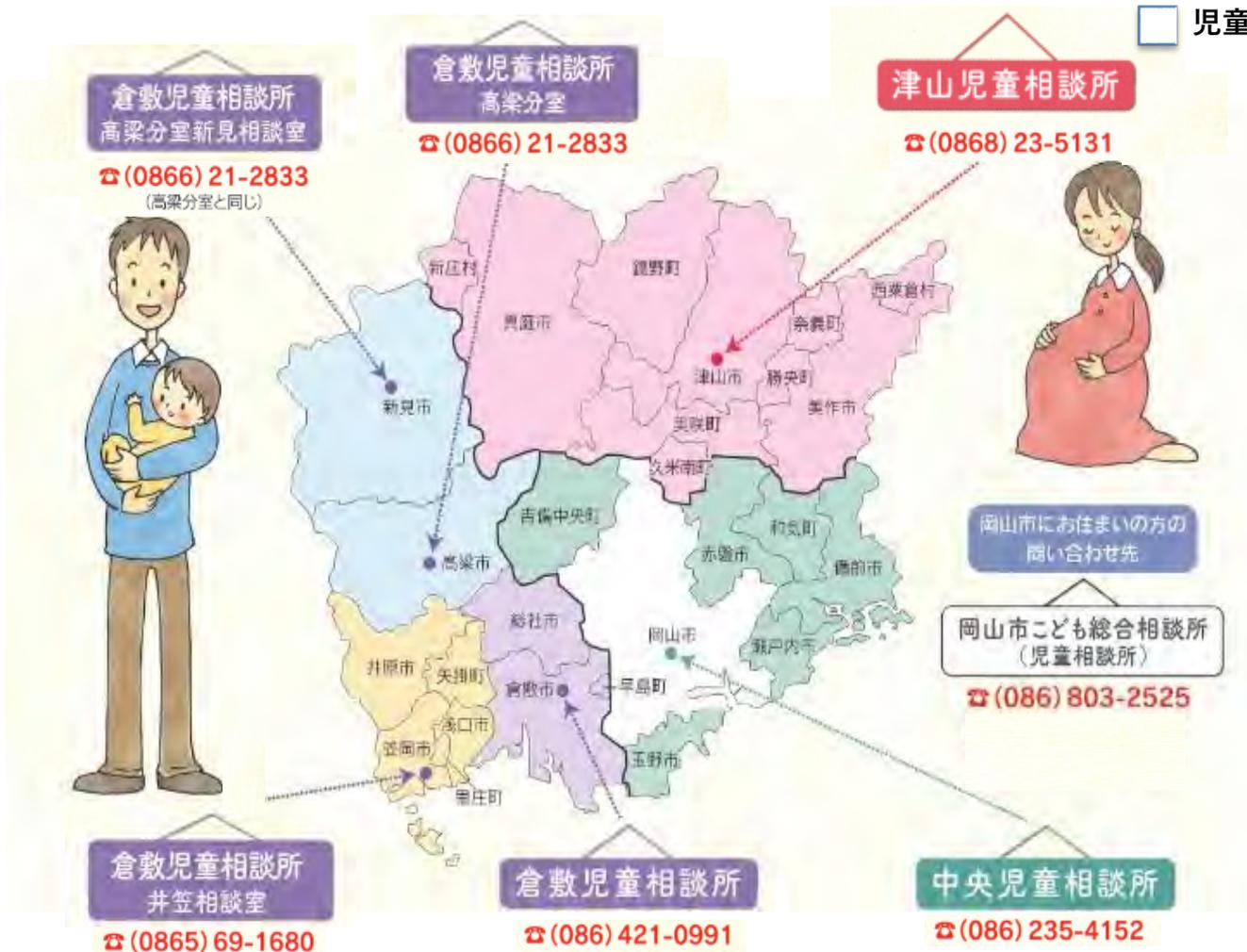
管内人口：229,402人

児童人口：35,683人

岡山市児童相談所

管内人口：707,355人

児童人口：115,991人



- 井笠相談室 (管内人口：151,323人 児童人口：21,693人)
- 高梁分室 (管内人口：62,733人 児童人口：7,982人)

※県人口は平成27年国勢調査 (人口等基本集計)
市人口は岡山市統計月報 (平成31年3月31日現在)

岡山県の児童相談所の概況

【福祉専門職の配置状況】

(2020年4月1日現在) 単位：名

	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司SV	里親養育支援 児童福祉司	市町村支援 児童福祉司
岡山県	38	22	8	3	1
岡山市	26	12	3	1	1

※児童福祉司のうち、岡山県は97.4%、岡山市は61.6%が福祉専門職であり、そのうち岡山県は50%、岡山市は46.2%が児童家庭分野の福祉専門職となっている（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）。

【相談等の状況】

(①及び②、③は2018年度実績、④は2019年度実績)

	① 相談受付件数	② 一時保護人数	③ 一時保護所 平均在所日数	④ 虐待相談対応件数
岡山県	3,926件	678名	10.1日	634件
岡山市	3,422件	452名	16.9日	448件

※③ 2018年全国の児童相談所一時保護所における平均在所日数は29.4日である（厚生労働省令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料から引用）。

岡山県における2007(平成19)年度以降の取組と経緯

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
アセスメント開発	<実践研究に基づくアセスメントの開発>						<共通のアセスメント活用>						
○「子どもが心配」チェックシート	▼WG	▼開発	▼普及研修	▼パンフレット版作成	▼地域・市町村主催	▼保護者向虐待予防研修の実施等							
○子どものための総合情報アセスメントシステム			▼開発				▼導入						
○子どもの育ちのニーズシート							▼開発	▼作成	▼WG				
ガイドライン/パンフレット等作成	<支援のためのガイドライン作成及び周知>												
○市町村子ども虐待対応ガイドライン	▼WG	▼普及研修	▼作成				▼改訂版	▼普及研修	▼改訂版作成委員会	▼考え方	▼再改訂版	▼再通知	▼作成委員会
○子どものニーズを満たす親への支援ガイドライン	▼WG	▼作成											
○児童相談所における性的虐待対応ガイドライン					▼策定委員会の開催			▼普及研修	▼作成				
○通告及び相談パンフレット(要支援モデル版)						▼配布	▼改訂						
○子どもの権利ノート(子どもの権利条約版)							▼配布	▼改訂					
○児童相談所における法的実務Q&A集							▼普及研修	▼WG	▼作成				
専門性向上の取組	<児童相談所職員等の専門性向上>												
○児童相談所職員人材育成研修					▼開始	▼報告書作成	▼人材育成委員会開催				▼任用前	▼任用後	
○人材育成に係るアーカイブ活用検討委員会							▼策定委員会開催	▼作成				▼他県調査	
市町村機能強化	<市町村機能強化>												
○子どもの支援スキルアップ研修(協力：静岡県)						▼静岡県視察	▼導入						
○子育て家庭サポート強化事業 ⇒要保護児童対策地域協議会支援事業									▼開始			▼報告書	▼報告書
○市町村要保護児童対策調整機関専門職研修											▼開始		
意見を聴かれる子どもの権利の実現	2007(平成19)年以降のすべての取組に「子どもの参画の促進」の視点を組み込んでいる												
○子どもの権利擁護推進事業(2020年度事業化)													▼開始

2018(平成30)年10月開始

「意見を聴かれる子どもの権利」の実現に向けて

児童相談所は「意見を聴かれる子どもの権利」をどのように実現していくことができるか

現行の児童保護システムの中で、子どもを権利の主体とする子ども観へ転換できるのか

- 1 一時保護所を利用している子どもが自身の現状理解の実態を知ること
- 2 児童相談所で子ども観について議論を深めること
- 3 相談の開始から終結まで子どもへ情報を提供し、意見を聴く仕組みの内部構築の可否の検討を行うこと
- 4 子どもが自ら意見を発信できる環境とは何か検討を行うこと

子どもの権利がもっとも制約を受けるのが一時保護

【取組の前提】子どもから見た一時保護所の役割

- 1 一時保護は、長く続く支援の入口である。
 - ・ 一時保護所での子どもや大人との出会いと体験が、これから長く続く「支援」を印象づける。
- 2 一時保護所は、子どもの駆け込み寺である。
 - ・ 施設や里親が権利を侵害した場合、それを訴えてくる“駆け込み寺”のような場所を目指すべきである。
- 3 一時保護所は、快適な環境であるべきである。
 - ・ 権利を過度に制約する劣悪な環境であれば、児童相談所職員が一時保護を躊躇することになりかねず、結果として子どもの安全が脅かされることにつながる。制度の不備が、逡巡状態を生んではいけない。自分自身や我が子を安心して任せられる場所になっているのかという視点で、在り方を見直していく。
- 4 一時保護の目的は、緊急保護とアセスメントである。
 - ・ 一時保護の目的には、代替養育の代替、処遇待ち、施設の空き待ちという要素は挙げられていない。また、本来ならば、被害を受けた子どもと加害を行った子どもと一緒に過ごすことがあってはならない。
- 5 一時保護所での暮らしは、1分1秒でも短くする。
 - ・ 一時保護所は、人権を制約する機関という側面がある。
 - ・ 一時保護が長期化すれば、子どもにとって良かったのか、悪かったのかという議論を引き起こす。

【参考】弁護士から子どもへの事前説明の概要

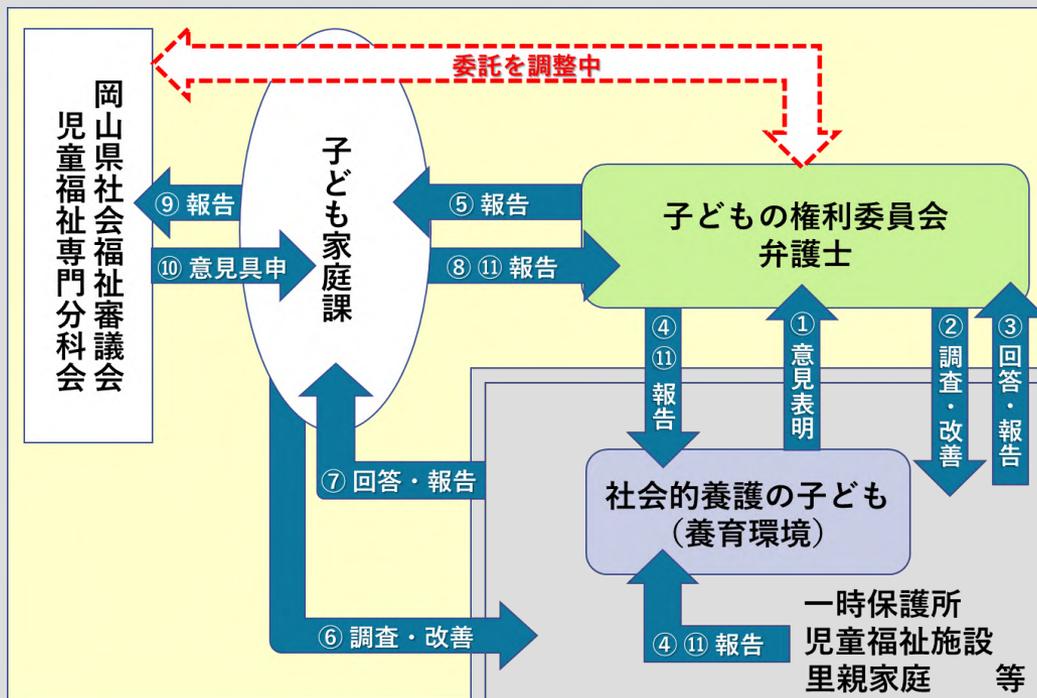
- ・ 自分の意見を表明する権利がある。
- ・ 制度等の検討材料で使用する場合があります。
- ・ 意見は秘密にも、伝えることもできる。
- ・ 協力は任意である。
- ・ やめたくなれば途中でも面接を中止できる。
- ・ 一時保護所についての意見を聴く。
- ・ “弁護士”という法律の専門家が行う。
- ・ 必ずしも意見がそのまま実現されない。
- ・ 答えたくない質問には答えなくてもよい。

子どもへの質問事項の概要

- (1) 現状について：
 - ・ 入所の理由等の説明の有無
 - ・ 一時保護への意見
 - ・ 生活の良い点と悪い点(ルール等)等
- (2) 今後について
 - ・ 保護期間、支援方針等の説明の有無
 - ・ 説明の納得等
- (3) その他：
 - ・ 弁護士との連絡方法等

子どもの意見聴取の取組内容

2020(令和2)年度 子どもの権利擁護事業スキーム(案)



1 準備の段階

- 活動を貫く理念の確認**：「子ども中心」
 - 子どもたちと共にすすめていくこと
 - 人材育成基本方針に「意見表明権」を反映
 - 2012(平成24)年から毎年度権利の研修実施
- 児童相談所内の承諾**：弁護士の協力や研修
 - 不安や抵抗があるため計画的な説得が必要
- 活動メンバーの選出**：組織の姿勢を示す
 - 所長, 一時保護課長, 相談課長 等
- 一時保護所の選定**：保護人数の多さを考慮
- 協力を依頼する子ども**：小学校高学年以上
 - 自己の意見を形成する能力のある子ども
- 実施場所の選定**：児童相談所の相談室
 - 意見が表明しやすく守られている場所
- 子どもへの事前の説明**：2回実施
 - 1回目はメンバー, 2回目は弁護士
 - 行使しない権利の説明
 - エンパワメントの過程になることを意識
- 説明のタイミングの設定**：直前や前日
 - 心構えが持てる時間を計ることが原則

4 必要な手続きを紹介する段階

- 一時保護に納得していない子どもを優先**
 - 落ち着くのを待つ等, 経過を見て実施
 - 改善に取り組むための貴重な意見が多い
- 退所予定の子どもを優先**
 - 児童相談所の方針決定への苦情確認
- 長期化している子どもを優先**
 - 児童相談所の支援方法の不安等を確認
- 必要な行政的, 司法的手続きの紹介**
 - 審議会の手続きや代理人を紹介

3 子どもの意見を活かす段階

- 正式な記録の作成**：意見形成力を確認
 - 「頷く」等の行動観察も記録
- 記録整理**：聴取者と記録者が共同で整理
 - 子どもの同意がない内容は削除
- 記録管理**：個人情報削除とメンバーが管理
- 子どもの意見への対応(担当者の場合)**
 - 聴取者が子どもと話し合い伝達方法を決定
- 子どもの意見への対応(保護所の場合)**
 - 子どもの同意があれば翌日会議で共有し改善

2 子どもの意見を聴く段階

- 聴取者**：子どもと面識のない弁護士
 - 子どもの権利委員会所属
 - 名前, 性別, 年齢, 最小限の概要を提供
 - 子ども1人につき, 30分~1時間程度
- 記録者**：子どもと面識のない心理職
 - 録音(-) 会話文で可能な限り正確に記録
- 移動の付き添い**：保護所職員
- 座る位置**：子どもが選択
- 一時保護所からの報告**：事後の変化を確認

子どもの意見聴取の実績と展望

「岡山県社会的養育推進計画」の基本目標

基本目標 1

子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築

虐待等の理由により、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、支援内容・養育環境の改善や施策等へ確実に反映できる仕組みを構築し、子どもの参加を通じて、質の高い、より手厚い養育の実現を目指します。

(1) 第三者による子どもの意見聴取の実施

- 弁護士等の第三者が、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き取ります。

(2) 社会福祉審議会等を活用した仕組みの構築

- 子どもの意見を、支援内容や養育環境の改善、児童福祉施策等へ確実に反映するため、社会福祉審議会等を活用した仕組みを構築します。

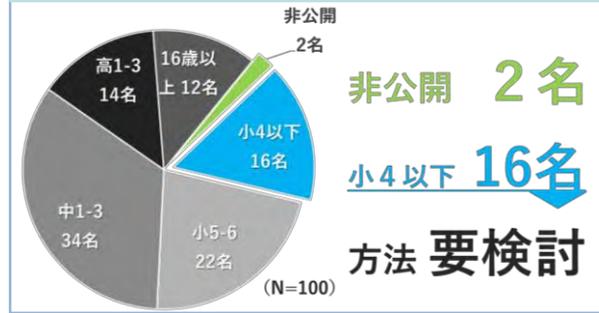
(3) 子どもアドボカシー実施機関の設置の検討

- 子どもの権利に関する研修等や定期的な訪問面接による意見聴取等に対応する、子どもアドボカシー実施機関について、国の動向を踏まえながら設置の検討を行います。

(4) 子どもの参加を実現する方法の開発

- 支援の過程で、子どもの参加を実現するための方法を開発します。

1 実績 (施設等の子どもを含む100名内訳)



2 弁護士の視点から

- (1) 子どもとの接し方
 - ・ 一定の知識や経験が必要であること
- (2) 子どもの象徴的な意見
 - ・ 背後に語られていない深刻な問題が存在
 - ・ 「安心できる」「楽しい」という意見
 - ・ 一時保護所ならではの不満
- (3) 権利制約という視点からの意見
 - ・ 「不満がない」から逆説的に問題性を認識
 - ・ 権利制約<不適切養育の解放からの安心感

5 システムの展望

(1) 実施の課題

- ・ 大人に選ばれている子ども
- ・ 場所や時期などを選べない子ども
- ・ 子ども主体になっていない業務のあり方等

(2) 聴取者の課題

- ・ 第三者性（中立性）の確保
- ・ 子どもの意見聴取の専門性の担保

(3) これから

- ・ 社会福祉審議会の委託による実施
- ・ 施設や里親を利用している子どもへ拡大等

4 子どもへの影響(記録者)

(1) 面接中の子どもの様子

- ・ 不安から安心へ
- ### (2) 子どもにとっての意味
- ・ 意見を形成し、伝える体験
 - ・ 意見を役立てる体験
 - ・ 尊重される体験
 - ・ 意見が生活の改善に繋がる体験

(3) 記録者として立会を通じて見えてきたこと

- ・ 子どもの持つ力と可能性
- ・ 子どもの意見を活かすしくみの必要性

3 子どもの様子(一時保護所)

(1) 事前の説明と子どもの様子

- ・ 子どもへの具体的な説明内容
- ・ 応じた子どもと断った子ども
- ・ 移動中の様子 など

(2) 事後の子どもの様子

- ・ 楽しかったと疲れたと話す子ども
- ・ 弁護士が手渡す名刺の意味

(3) 子どもの意見表明を受けて改善した点

- ・ 子どもへのフィードバック
- ・ 一時保護所での具体的な改善